

令和7年度児童クラブ入会受付について

制度の変更がありますので、確認の上、お申込みください。

★令和7年度からの変更点★

①開所時間を拡大

平日は下校後～19:00

土曜日・長期休暇・学校休業日（行事の振替等）は7:30～19:00開所します。

②児童クラブ利用料改定

児童クラブ利用料が1ヶ月4,000円（8月のみ6,000円）になります。

③長期休暇料金の設定

長期休暇のみ利用する場合、長期休暇料金が適用されます。

（春休み（4月）2,000円、夏休み8,000円、冬休み4,000円、春休み（3月）2,000円）

④育成時間の計算方法の変更

勤務時間＋市内勤務は最長1時間、市外勤務は最長1時間30分で計算してください。

⑤同居の65歳以上祖父母の就労要件が不要

同居の祖父母の就労要件不要年齢を「75歳以上」から「65歳以上」に引き下げ。

⑥週4日以上の利用条件を撤廃

利用条件の「週4日以上利用必須」を撤廃し、週1日や月1日等の利用が可能になります。

ただし月額の日割り計算はしません。※就労要件は1日4時間以上、月16日以上勤務必須

⑦入退室管理、出欠連絡アプリの導入

お子さんの入退室状況を確認できたり、出欠連絡が簡単にできるようになります。

⑧長期休暇中の昼食斡旋開始

ご希望のご家庭に昼食を斡旋します。春休み（4月）からの実施を予定しています。

⑨おやつタイム導入（土曜日・長期休暇・学校休業日）

開所時間が長くなるため、希望者はおやつを持参し、食べることができます。時間は、各児童クラブによって異なります。

⑩児童クラブ職員が引率

1年生の下校時には、児童クラブまで児童クラブ職員が引率します。

⑪放課後子ども教室との併用可

全ての学校で、児童クラブと放課後子ども教室の両方に参加が可能になります。

放課後子ども教室参加後、スタッフの引率で児童クラブに行くことが可能です。

※児童クラブ申込とは別に放課後子ども教室利用申込と保険料（800円）が必要です。

※詳細は別添「令和7年度児童クラブ入会案内」をご覧ください。

お問い合わせ先：豊明市役所 学校教育課 学校教育係

〒470-1195 豊明市新田町子持松1-1 電話（0562）92-8316